

千葉県報

号外
令和5年3月31日

主 要 目 次
訓 令
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

訓 令

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和五年三月三十一日

千葉県訓令第一号

千葉県知事 熊谷 俊 人

本 庁
出先機関

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

千葉県事務決裁規程（昭和三十一年千葉県訓令第十号）の一部を次のように改正する。
第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「代決及び専決に関し定めることを目的」を「決裁に関し必要な事項を定めるもの」に改める。

第二条第十六号、第四条第三項及び第十号（見出しを含む。）中「又は」を「、こども家庭対策監又は」に改める。
第十九条の次に次の一条を加える。

（知事決裁事項）

第十九条の二 次条から第二十四条までの規定により専決できる事務であつても、次の各号に掲げる事項については、知事の決裁を受けなければならない。

- 一 県の行政運営上の基本方針に関すること。
- 二 条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関すること。
- 三 議会の招集及び議会の議決又は議会への報告を要する事項に関すること。
- 四 職員の任免、分限、懲戒等及び給与に関すること（別表第一各課共通の項副知事専決事項の欄第十三号に規定する事項に限る。）。
- 五 公共団体及び公共的団体の役員の任免に関すること。
- 六 県がその当事者である訴訟、あつせん、調停及び仲裁に係る基本方針の決定に関すること。
- 七 前各号のほか、特に重要又は異例な事項に関すること。

第二十条第八項中「、健康危機対策監」の下に「、こども家庭対策監」を加え、同項第

二号中「健康危機対策監」の下に「及びこども家庭対策監」を加え、同条第十項中「健康危機対策監」の下に「、こども家庭対策監」を加え、同条第十三項第一号及び第十五項第一号中「及び第二十五号」を「、第二十五号」に、「までに」を「まで及び第三十号に」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（類推による専決）

第二十四条の二 この訓令（別表第一各課共通の項副知事専決事項の欄第十三号を除く。）に規定のない事項であつても、事務の内容により専決することが適当であると知事が認めるものは、第二十条から前条までの規定に準じて専決することができる。

第二十五条第一項を削り、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「異例であり、又は」を削り、同号を同項第一号とし、同項中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項を同条第一項とし、同条第三項を第二項とする。

別表第一各課共通の項副知事専決事項の欄中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 前各号のほか、部長が専決できる事項以外の事項（主管課共通の項及び主務課の項の規定に該当する事項を除く。）に関すること。

別表第一各課共通の項部長専決事項の欄第十四号を次のように改める。

十四 補助金等の交付に関する要綱等（以下「補助金交付要綱」という。）の制定及び改廃に関すること。

別表第一各課共通の項部長専決事項の欄中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 表彰の決定及び叙位、叙勲、褒章その他国の表彰に係る推薦に関すること。

別表第一各課共通の項課長専決事項の欄中第三十号を第三十一号とし、第二十九号の次に次の一号を加える。

三十 表彰の決定及び叙位、叙勲、褒章その他国の表彰に係る推薦のうち、定例又は軽易なものに関すること。

別表第一管財課の項第一号部長専決事項の欄イを次のように改める。

イ 第二条第三号ただし書の規定による庁舎管理者の指定に関すること。

別表第一管財課の項第一号部長専決事項の欄ロを削り、同号課長専決事項の欄中へをチとし、ハからホまでをホからトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第七条第二項の規定による庁舎の出入口閉鎖及び立入禁止に関すること。

ニ 第八条の規定による中止命令等に関すること。

別表第一政策企画課の項第一号中「（地方創生推進交付金に係るものに限る。）」を削り、同号を同項第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）の施行に関すること。

イ 第二十二條第二

<p>項の規定による資料の提出等に関すること。</p> <p>ロ 第二十九条第二項の規定による報告に関すること。</p>	<p>二 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和四十一年自治省令第二十八号）の施行に関すること。</p>	<p>イ 第一条第一項の規定による利子補給金交付申請書の提出に関すること。</p>	<p>三 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の施行に関すること。</p> <p>イ 第五条第三項に規定する意見の提出に関すること。</p> <p>ロ 第八条第五項の規定による助言又は勧告に関すること。</p> <p>ハ 第九条第十四項の規定による土地利用基本計画の軽易な変更に関すること。</p>	<p>四 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の施行に関すること。</p> <p>イ 第四条第一項の規定及び附則第五条に規定する措置に基づく構造改革特別区域計画の認定の申請に関すること。</p>
<p>こと。</p> <p>ロ 第六条第一項の規定及び附則第五条に規定する措置に基づく認定構造改革特別区域計画の変更の認定の申請に関すること。</p>	<p>別表第一政策企画課の項に次の三号を加える。</p> <p>六 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）の施行に関すること。</p>	<p>イ 第二条第四項の規定による関係市町村長からの意見聴取に関すること。</p>	<p>七 総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）の施行に関すること。</p> <p>イ 第五条第四項（第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村との協議に関すること。</p>	<p>八 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）の施行に関すること。</p> <p>イ 第四条第二項の規定による主務大臣との協議に関すること。</p> <p>ロ 第四条第三項の規定による関係市町村との協議に関すること。</p>

<p>成田 空港 政策 課</p>	<p>別表第一地域づくり課の項中第一号から第六号までを削り、第七号を第一号とし、第八号及び第九号を削り、同表水政課の項の次に次のように加える。</p>
<p>一 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行に関すること（成田新産業特別促進区域基本計画に関するものに限る。）。</p>	<p>ハ 第六条第一項の規定による基本計画の関係市町村等との協議に関すること。</p>
<p>イ 第五条第二項の規定による届出に ロ 第七条の規定による地域経済牽引事業促進協議会に関すること。 ハ 第十三条第四項の規定による承認及び同条第九項（第十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による同意に関すること。 ニ 第十四条の規定による変更の承認及び承認の取消しに関すること。 ホ 第二十三条の規定による承認及び嘱託に関すること。 ヘ 第四十条の規定による指導及び助</p>	<p>イ 第四条第八項（第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表に関すること。</p>
<p>別表第一健康福祉政策課の項を削り、同表障害福祉事業課の項第四号中「袖ヶ浦福祉センター及び」を削り、同表医療整備課の項第十四号を第十五号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。 十 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の施行に関すること（地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画並びに医療機関の再編の事業に関する計画に係るものに限る。）。</p>	<p>別表第一空港地域振興課の項中「空港地域振興課」を「空港地域共生課」に改め、同表防災対策課の項に次の一号を加える。 六 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）の施行に関すること。 イ 第十一条第六項の規定による津波避難対策緊急事業計画に係る意見に関すること。 ト 第四十一条第一項の規定による報告の徴収に関すること。 言に関すること。</p>
<p>別表第一薬務課の項第五号部長専決事項の欄中イからハまでを削り、ニをイとし、ホをロとし、同号課長専決事項の欄中ニをトとし、ハをへとし、ロをハとし、ハの次に次のように加える。 ニ 第五十条の規定による向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許に関すること。 ホ 第五十条の五の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録に関すること。 イ 第三条の規定による麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許に関すること。 別表第一薬務課の項第七号部長専決事項の欄イ中「基く免許」を「よる免許（大麻研究</p>	<p>別表第一薬務課の項第七号部長専決事項の欄イ中「基く免許」を「よる免許（大麻研究</p>

<p>者に係るものを除く。）」に改め、同号課長専決事項の欄中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、ロの前に次のように加える。</p> <p>イ 第五条の規定による免許(大麻研究者に係るものに限る。)に関する事</p> <p>別表第一衛生指導課の項第二十三号部長専決事項の欄ロ中「第八条第一項」を「第八条」に改め、同表環境政策課の項第三号副知事専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>ハ 第二十条第一項及び第五項の規定による意見の提出に関する事</p> <p>別表第一環境政策課の項第四号副知事専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>ロ 第二十一条第一項の規定による意見の提出に関する事</p> <p>ハ 第二十六条第一項の規定による意見の提出に関する事</p> <p>別表第一廃棄物指導課の項第一号中「有害使用済機器の保管又は処分を業とする者の指導」及び「及び有害使用済機器の不適正な保管等」を削り、同号課長専決事項の欄ソ中「(第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを削り、第十号を第六号とし、第十一号を第七号とし、第十二号及び第十三号を削り、同項の次に次のように加える。</p>	<p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に關すること(有害使用済機器の保管等に係る指導及び監視並びに使用済自動車の処理等に係る指導及び監視に關するもの並びにフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に關する法律(平成十三年法律第六十四号)第九十二条、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に關する条例(平成九年千葉県条例第十二号)第二十八条、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に關する条例(平成二十六年千葉県条例第五十五号)第十一条及び千葉県再生土の埋立て等の適正化に關する条例(平成三十年千葉県条例第四十五号)第十四条の規定による立入検査に付随して行うものに限る。)</p>	<p>イ 第十七条の二第二項の規定による届出の受理に關すること。</p> <p>ロ 第十八条第一項(第十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収に關すること。</p>
<p>ハ 第十九条第一項(第十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による立入検査及び収去に關すること。</p> <p>ニ 第二十三条の五の規定による照会及び協力要請に關すること。</p>	<p>二 廃棄物の処理及び清掃に關する法律施行令の施行に關すること。</p> <p>イ 第十六条の四の規定による届出の受理に關すること。</p>	<p>三 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に關する法律の施行に關すること。</p> <p>イ 第十七条の規定による指導及び助言に關すること。</p> <p>ロ 第十八条の規定による勧告に關すること。</p> <p>ハ 第二十七条及び第二十八条の規定による第一種フロン類充填回収業者の登録に關すること。</p> <p>ニ 第二十九条の規定による登録の拒否に關すること。</p> <p>ホ 第三十条の規定による登録の更新</p>

ヘ 第三十一条の規定による登録の変更に関すること。

ト 第三十四条の規定による登録の抹消に関すること。

チ 第四十六条第一項の規定によるフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号）第四十九条で定める引渡義務の例外の認定に関すること。

リ 第四十七条の規定による報告に関すること。

ヌ 第四十八条の規定による指導及び助言に関すること。

ル 第四十九条の規定による勧告に関すること。

ロ 第九十一条の規定による報告の徴収に関すること。

ワ 第九十二条の規定による立入検査に関すること。

四 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の施行に関すること。

イ 第十九条の規定による指導及び助言に関すること。

ロ 第二十条の規定による勧告に関すること。

ハ 第四十二条から第四十四条までの規定による引取業者の登録に関すること。

ニ 第四十五条の規定による登録の拒否に関すること。

ホ 第四十六条の規定による登録の変更に関すること。

ヘ 第四十七条（第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による登録簿の閲覧に関すること。

ト 第四十九条の規定による登録の抹消に関すること。

チ 第五十三条から第五十五条までの規定によるフロン類回収業者の登録に関すること。

リ 第五十六条の規定による登録の拒

	<p>否に関すること。 又 第五十七条の規定による登録の変更に関すること。 ル 第六十条から第六十二条までの規定による許可（更新許可に限る。）に関すること。 ヲ 第六十三条の規定による変更の届出の受理に関すること。 ワ 第六十四条（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理に関すること。 カ 第六十七条から第六十九条までの規定による許可（更新許可に限る。）に関すること。 ヨ 第七十一条の規定による変更の届出の受理に関すること。 タ 第八十八条の規定による報告の受理に関すること。 レ 第九十条の規定による勧告に関すること。</p>
<p>五 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）の施行に関すること。 六 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の施行に関すること。</p>	<p>ること。 ソ 第二百五条の規定による許可等に関する意見聴取に関すること。 ツ 第二百二十六条の規定による意見の受理に関すること。 ネ 第二百二十七条の規定による関係行政機関への照会等に関すること。 ナ 第三十条の規定による報告の徴収に関すること。 ラ 第三十一条の規定による立入検査に関すること。 イ 第十九条第一項、第三項及び第四項の規定による報告の徴収に関すること。 ロ 第二十条第一項、第三項及び第四項の規定による立入検査に関すること。 イ 第三十条第二項の規定による告示 イ 第八条第二項の規定による停止命</p>

に関すること。

令又は現状保全措置命令に関すること（市原市内における埋立て等の面積が一万平方メートル未満のものに限る。）。

ロ 第八条第三項の規定による土砂等の撤去命令又は土壌汚染防止措置命令に関すること（市原市内における埋立て等の面積が一万平方メートル未満のものに限る。）。

ハ 第九条第二項の規定による指導に関すること（市原市内における埋立て等の面積が一万平方メートル未満のものに限る。）。

ニ 第十条の規定による特定事業の許可に関すること（第十一条第二項の規定による一時的積特定事業の許可を除き、市原市内における特定事業区域の面積が一万平方メートル

未満のものに限る。）。

ホ 第十三条第一項の規定による特定事業の変更の許可に関すること（第十一条第二項の規定による一時的積特定事業の許可を除き、市原市内における特定事業区域の面積が一万平方メートル未満のものに限る。）。

ヘ 第十三条第八項の規定による軽微な変更の届出の受理に関すること。

ト 第十四条の二の規定による特定事業の着手の届出の受理に関すること。

チ 第十五条の規定による土砂等の搬入の届出の受理に関すること。

リ 第十六条第三項の規定による土砂等の量等の報告の受理に関すること。

ヌ 第十七条第一項の規定による地質

検査及び排水の水質検査の報告の受理に関すること。

ル 第十七条第二項の規定による安全基準に適合しない土砂等の報告の受理に関すること。

ヲ 第二十条第一項の規定による廃止又は中止の工程等の届出の受理に関すること。

ワ 第二十条第二項の規定による確認及び現地調査に関すること。

カ 第二十条第三項の規定による廃止の届出の受理に関すること。

ヨ 第二十条第五項の規定による確認結果の通知に関すること。

タ 第二十一条第一項の規定による完了の工程等の届出の受理に関すること。

レ 第二十一条第二項の規定による確認及び現地調査に関すること。

ソ 第二十一条第三

項の規定による完了の届出の受理に関すること。

ツ 第二十一条第四項の規定による確認結果の通知に関すること。

ネ 第二十一条の第二第一項の規定による終了の工程等の届出の受理に関すること。

ナ 第二十一条の第二第二項の規定による確認及び現地調査に関すること。

ラ 第二十一条の第二第三項の規定による終了の届出の受理に関すること。

ム 第二十一条の第二第四項の規定による確認結果の通知に関すること。

ウ 第二十一条の第三第一項の規定による特定事業の譲受けの許可に関すること(第十一条第二項の規定による一時たい積特定事業の許可を除き、市原市内における特定事業区域の面積が一万平方米

トル未満のものに限る。）。

ト 第二十二條第二項の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。

チ 第二十三條第一項の規定による緊急措置命令に関すること（二の許可、ホの許可又はウの許可に係るものに限る。）。

リ 第二十三條第二項の規定による措置命令に関すること（二の許可、ホの許可又はウの許可に係るものに限る。）。

ニ 第二十四條第一項の規定による許可の取消し又は事業の停止に関すること（二の許可、ホの許可又はウの許可に係るものに限る。）。

ハ 第二十五條の規定による措置命令に関すること（二の許可、ホの許可又はウの許可に係るものに限る。）。

七 千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例の施行に関すること。

イ 第三條の規定による届出の受理に関すること。

ロ 第八條の規定による勧告に関すること。

ハ 第十條の規定による報告の徴収に関すること。

ニ 第十一條の規定による立入検査に関すること。

ホ 第十二條の規定による援助要請に関する。）。

マ 第二十六條の第三項又は第二項の規定による措置命令に関すること（二の許可、ホの許可又はウの許可に係るものに限る。）。

ケ 第二十七條の規定による報告の徴収に関すること。

フ 第二十八條の規定による立入検査に関すること。

コ 第二十八條の二の規定による意見聴取に関すること。

<p>八 千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例の施行に關すること。</p> <p>イ 第十五条第二項の規定による告示に關すること。</p> <p>イ 第五条の規定による届出の受理に關すること。</p> <p>ロ 第七条の規定による報告の受理に關すること。</p> <p>ハ 第十条の規定による届出の受理に關すること。</p> <p>ニ 第十三条の規定による報告の徴収に關すること。</p> <p>ホ 第十四条の規定による立入検査に關すること。</p>	<p>別表第一から安全推進課の項第二号課長専決事項の欄イ中「第九項」を「第十項」に改め、同表経済政策課の項第七号中「(」の下に「成田空港政策課、」を加え、同表経営支援課の項第十二号部長専決事項の欄イ中「第八条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同欄ロ中「第九条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同欄ハ中「第九条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同欄ニ中「第四十六条」を「第七十条」に改め、同欄ホ中「第四十七条」を「第七十一条」に改め、同表産業振興課の項第二号及び企業立地課の項第一号中「限る」を「限り、成田空港政策課において所掌するものを除く」に改め、同表安全農業推進課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号部長専決事項の欄イ中「第二十四条」を「第二十四条第二項」に、「防除計画」を「異常発生時防除」に改め、同欄に次のように加える。</p> <p>ロ 第二十四条の三の規定による勧告及び命令に關すること。</p> <p>別表第一安全農業推進課の項第四号課長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>イ 第二十四条の二の規定による指導及び助言に關すること。</p> <p>別表第一安全農業推進課の項中第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同表耕地課の項第一号部長専決事項の欄下から又までの規定及び同号課長専決事項の欄ロからニまでの規定中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。</p> <p>七 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に關する特別措置法(令和二年法律第五十六号)の施行に關すること。</p>
<p>イ 第四条第一項の規定による指定に關すること。</p> <p>ロ 第四条第三項の規定による指定の解除に關すること。</p> <p>ハ 第五条第一項の規定による推進計画の策定に關すること。</p> <p>ニ 第五条第五項の規定による推進計画の変更に關すること。</p>	<p>別表第一畜産課の項に次の三号を加える。</p> <p>十九 畜舎等の建築等及び利用の特例に關する法律(令和三年法律第三十四号)の施行に關すること。</p> <p>イ 第十五条第一項から第四項までの規定による措置命令に關すること。</p> <p>ロ 第十六条第二項の規定による認定の取消しに關すること。</p>
<p>イ 第四条第二項の規定による意見の聴取に關すること。</p> <p>ロ 第五条第三項の規定による協議に關すること。</p> <p>ハ 第五条第四項の規定による公表に關すること。</p> <p>ニ 第六条の規定による援助に關すること。</p>	<p>イ 第三条の規定による畜舎建築利用計画の認定に關すること。</p> <p>ロ 第四条の規定による畜舎建築利用計画の変更の認定に關すること。</p> <p>ハ 第六条第二項ただし書の規定による仮使用の認定に關すること。</p> <p>ニ 第十条第一項から第三項までの規定による地位の承継の認可に關すること。</p>

<p>ホ 第十四条の規定による報告徴収及び立入検査に関すること。 ヘ 第十八条の規定による措置命令に関すること。</p>	<p>二十 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和三年農林水産省・国土交通省令第六号)の施行に関すること。 イ 第四十八条第二項の規定による認定に関すること。 二十一 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく技術基準に関する条例(令和四年千葉条例第三号)の施行に関すること。 イ 第四条第一項ただし書の規定による認定に関すること。 ロ 第四条第二項の規定による認定に関すること。</p>	<p>別表第一森林課の項第一号部長専決事項の欄中ヌをルとし、リを又とし、チの次に次のように加える。 リ 第三十三条の二の規定による保安林に係る指定施業要件の変更に関すること。 別表第一森林課の項第一号課長専決事項の欄イ中「揭示」を「告示、揭示」に改め、同欄ハ中「及び第六項」を「(同条第六項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄中チをリとし、ニからトまでをホからチまでとし、ハの次に次のように加える。 ニ 第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定による告示に関すること。 別表第一森林課の項第八号中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄イ中「第十条第四項」を「第十七条第四項」に改め、同欄中イをハとし、ハの前に次のように加える。 イ 第十一条の規定による都道府県方針の策定に関すること。 ロ 第十五条第一項の規定による建築物木材利用促進協定の締結に関すること。 別表第一水産課の項第十号中「施行に關すること」の下に「(水産事務所において所掌するものを除く。)」を加え、同号部長専決事項の欄イ中「第七条第三項」を「第七条」</p>
<p>に、「命令」を「勧告及び命令」に改め、同号課長専決事項の欄中ロを削り、ハをロとし、同項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。 十一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第三十七号)の施行に關すること (漁業に係る環境負荷低減事業活動実施計画等の認定に係るものに限る、水産事務所において所掌するものを除く。)</p>	<p>イ 第十九条第五項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の認定に關すること。 ロ 第二十条の規定による計画の変更に關すること。 ハ 第二十一条第五項の規定による特定環境負荷低減事業活動計画の認定に關すること。 ニ 第二十二条の規定による計画の変更等に關すること。</p>	<p>別表第一漁業資源課の項第六号課長専決事項の欄ロ中「及び海面におけるうなぎの稚魚の増養殖用の種苗の供給(自給を含む。)」のための採捕に係るもの」を削り、同表用地課の項第十号部長専決事項の欄ヌ中「第三十八条」を「第四十二条第一項、第二項及び第五項」に改め、同欄ル中「第四十一条」を「第五十三条第一項」に改め、同号課長専決事項の欄イ中「第三十九条」を「第四十三条」に改め、同表河川整備課の項に次の二号を加える。 七 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)の施行に關すること。 イ 第三十条の規定による十ヘクター以上の雨水浸透阻害行為の許可に關すること。 イ 第三条第四項から第六項までの規定による特定都市河川の指定に關すること。 イ 第三条第七項の規定による協議に關すること。 ロ 第三条第九項の</p>

関すること。

ること。

規定による意見聴取に關すること。

リ 第三十条の規定による五ヘクター

ル未滿の雨水浸透阻害行為の許可に關すること。

ロ 第三条第四項の規定、同条第五項において準用する同条第三項の規定及び同条第六項の規定による特定都市河川流域の指定に關すること。

ハ 第三条第十項の規定による公示に關すること。

ル以上十ヘクター未滿の雨水浸透阻害行為の許可に關すること。

カ 第三十七条の規定による変更の許可に關すること。

ニ 第七条第一項の規定による都道府県流域水害対策協議会に關すること。

ト 第四条第十項の規定による公表に關すること。

ワ 第四十八条第一項の規定による管理協定の締結等に關すること。

ソ 第四十三条の規定による報告の徴収等に關すること。

ホ 第十二条第一項の規定による雨水貯留浸透施設整備計画の認定に關すること。

チ 第八条第三項の規定による公示に關すること。

カ 第五十三条第一項の規定による貯留機能保全区域の指定に關すること。

ツ 第四十四条第二項の規定による意見聴取に關すること。

ヘ 第十九条第一項及び第二項の規定による管理協定の締結等に關すること。

リ 第十二条第二項の規定による協議に關すること。

ク 第五十六条の規定による浸水被害防止区域の指定等に關すること。

テ 第四十五条第一項の規定による標識の設置に關すること。

ハ 第四条第一項の規定による流域水害対策計画の策定に關すること。

ヘ 第四条第六項の規定による措置に關すること。

ク 第四十一条の規定による監督処分に関するに關すること。

ト 第三十九条の規定による許可に關すること。

ニ 第七条第一項の規定による都道府県流域水害対策協議会に關すること。

ト 第四条第十項の規定による公表に關すること。

ク 第四十一条の規定による監督処分に関するに關すること。

ト 第三十九条の規定による許可に關すること。

ホ 第十二条第一項の規定による雨水貯留浸透施設整備計画の認定に關すること。

チ 第八条第三項の規定による公示に關すること。

カ 第五十三条第一項の規定による貯留機能保全区域の指定に關すること。

ツ 第四十四条第二項の規定による意見聴取に關すること。

ヘ 第十九条第一項及び第二項の規定による管理協定の締結等に關すること。

リ 第十二条第二項の規定による協議に關すること。

ク 第五十六条の規定による浸水被害防止区域の指定等に關すること。

テ 第四十五条第一項の規定による標識の設置に關すること。

ト 第二十七条の規定による改善命令に關すること。

チ 第二十六条の規定による地位の承継の承認に關すること。

タ 第七十三条の規定による監督処分に関するに關すること。

テ 第四十六条第二項の規定による通知に關すること。

チ 第二十八条第一項の規定による計画の認定の取消しに關すること。

ワ 第三十条の規定による五ヘクター

レ 第七十六条の規定による移転等の勧告に關すること。

ム 第五十三条第二

八 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の施行に関すること。

イ 第九条第二項の

項の規定による意見聴取に関すること。

ウ 第五十四条第一項の規定による標識の設置に関すること。

エ 第五十五条第二項の規定による通知に関すること。

オ 第五十五条第三項の規定による助言及び勧告に関すること。

カ 第五十七条第一項の規定による特定開発行為の許可に関すること。

ク 第六十六条の規定による特定建築行為の許可に関すること。

ケ 第七十四条の規定による立入検査に関すること。

コ 第七十五条の規定による報告の徴取等に関すること。

ク 第七十七条の規定による立入り等に関すること。

規定による基準降
雨に関すること。

別表第一都市計画課の項第二号中「宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下この号において「改正法」という。）」に改め、同号副知事専決事項の欄イ中「第八号第一項」を「附則第二号第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この号及び別表第一の四都市計画課の項第二号において「旧法」という。）第八号第一項」に改め、同号課長専決事項の欄イ中「第八号第一項」を「附則第二号第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第八号第一項」に改め、同欄ロ中「第十一条」を「附則第二号第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十一条」に改め、同欄ハ中「第十二条第一項」を「附則第二号第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十二条第一項」に改め、同欄ニ中「第十二条第二項」を「附則第二号第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十二条第二項」に改め、同欄ホ中「第十三条」を「附則第二号第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十三条」に改め、同欄ヘ中「第十五条」を「附則第二号第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十五条」に改め、同欄ト中「第十六条第二項」を「附則第二号第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十六条第二項」に改め、同表建築指導課の項第一号課長専決事項の欄中キをミとし、サをメとし、アをキとし、キの次に次のように加える。

ユ 第八十七条の三第五項の規定による許可の期間の延長（同条第八項ただし書に規定する場合に限る。）に関すること。

別表第一建築指導課の項第一号課長専決事項の欄中テをサとし、ノからエまでをクからアまでとし、キをノとし、ノの次に次のように加える。

オ 第八十五条第五項の規定による許可の期間の延長（同条第八項ただし書に規定する場合に限る。）に関すること。

別表第一建築指導課の項第一号課長専決事項の欄中ウをキとし、ルからムまでをヲからウまでとし、ヌの次に次のように加える。

ル 第五十二条第六項第三号の規定による認定に関すること。

別表第一出納局の項第一号副知事専決事項の欄イ中「による」の下に「指定代理金融機関及び」を加える。

別表第一の二デジタル戦略課、デジタル推進課及び情報システム課共通の項第二号を次のように改める。

二 補助金交付要綱の制定及び改廃に関すること。

別表第一の三生涯スポーツ振興課、競技スポーツ振興課及び文化振興課共通の項第二号を次のように改める。

二 補助金交付要綱の制定及び改廃に関すること。

別表第一の四都市計画課、市街地整備課、公園緑地課、下水道課、建築指導課及び住宅課共通の項第十二号を次のように改める。

十二 補助金交付要綱の制定及び改廃に関すること。

別表第一の四都市計画課の項第二号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」に改め、同号イ中「第五条第一項」を「附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第五條第一項」に改め、同号ロ中「第八条第一項」を「附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第八條第一項」に改め、同号ハ中「第十一条」を「附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十一條」に改め、同号ニ中「第十七条第一項」を「附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十七條第一項」に改め、同号ホ中「第二十一條第二項」を「附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十一條第二項」に改め、同号ヘ中「第二十二條第一項」を「附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十二條第一項」に改め、同項第十号イ中「において」を「(第六條第二項において準用する場合を含む。）」において」に、「の規定」を「及び第六條第一項第六号の規定」に改め、同号ロ及びハ中「同條第六項」の下に「(第六條第二項において準用する場合を含む。）」及び第六條第二項を加える。

別表第一の五水産課、漁業資源課及び漁港課共通の項第七号を次のように改める。

七 補助金交付要綱の制定及び改廃に関すること。

別表第一の五漁業資源課の項第八号を削る。

別表第一の六水質保全課、循環型社会推進課及び廃棄物指導課共通の項中「及び廃棄物指導課」を「、廃棄物指導課及びヤード・残土対策課」に改め、同項第八号中「及び」を「、ヤード・残土対策課長及び」に改め、同表廃棄物指導課の項第一号中「、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者の指導」及び「及び有害使用済機器の不適正な保管等」を削り、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号及び第九号を削り、第十号を第七号とし、第十一号を第八号とし、第十二号及び第十三号を削り、同表に次のように加える。

ヤード・残土対策課	<p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること(有害使用済機器の保管等に係る指導及び監視に関するものに限る。)</p> <p>イ 第十七条の二第三項において準用する第十九条の三の規定による改善命令に関すること。</p> <p>ロ 第十七条の二第三項において準用する第十九条の五の規定による措置命令に関すること。</p> <p>ニ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の施行に関すること。</p>
-----------	---

イ 第十八条の規定による公表及び命令に関すること。

ロ 第二十条の規定による公表に関すること。

ハ 第三十五条の規定による登録の取消し等に関すること。

ニ 第四十九条の規定による命令に関すること。

三 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関すること。

イ 第二十条の規定による命令に関すること。

ロ 第五十一条の規定による登録の取消し等に関すること。

ハ 第五十八条の規定による登録の取消し等に関すること。

ニ 第六十条の規定による許可(更新許可を除く。)に関すること。

ホ 第六十六条(第七十二条において準用する場合を含む。)

の規定による許可の取消し等に関すること。

ヘ 第六十七条の規定による許可(更新許可を除く。)に関すること。

ト 第七十条の規定による変更の許可に関すること。

チ 第九十条の規定による命令に関すること。

四 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の施行に関すること。

イ 第八条第二項の規定による停止命令又は現状保全措置命令に関すること。

ロ 第八条第三項の規定による土砂等の撤去命令又は土壤汚染防止措置命令に関すること。

ハ 第九条第二項の規定による指導に関すること。

ニ 第十条の規定による特定事業の許可に関すること(一時た

い積特定事業以外の特定事業にあつては、特定事業区域の面積が一万平方メートル以上のものに限る。)

ホ 第十三条第一項の規定による特定事業の変更の許可に関すること(一時た

い積特定事業以外の特定事業にあつては、特定事業区域の面積が一万平方メートル以上のものに限る。)

ヘ 第十五条第一号の規定による知事の承認に関すること。

ト 第二十一条の三第一項の規定による特定事業の譲受けの許可に関すること(一時た

い積特定事業以外の特定事業にあつては、特定事業区域の面積が一万平方メートル以上のもの

については、特定事業区域の面積が一万平方メートル以上のもの

に関すること。

ホ 第十三条第一項の規定による特定事業の変更の許可に関する

こと(一時た

い積特定事業以外の特定事業にあつては、特定事業区域の面積が一万平方メートル以上のもの

については、特定事業区域の面積が一万平方メートル以上のもの

に関すること。

ト 第二十一条の三第一項の規定による特定事業の譲受けの許

可に関すること(一時た

い積特定事業以外の特定事業にあつては、特定事業区域の面積が一万平方メートル以上のもの

については、特定事業区域の面積が一万平方メートル以上のもの

に関すること。

限る。）。
 チ 第二十三条第一項の規定による緊急措置命令に関するこ
 と。
 リ 第二十三条第二項の規定による措置命令に関するこ
 と。
 ヌ 第二十四条第一項の規定による許可の取消し又は事業の停
 止に関する事。
 ル 第二十五条の規定による措置命令に関する事。
 ヲ 第二十六条の三第一項又は第二項の規定による措置命令に
 関する事。
 五 千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条
 例の施行に関する事。
 イ 第九条の規定による命令に関する事。
 六 千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例の施行に関す
 る事。
 イ 第十二条の規定による措置命令等に関する事。

別表第二企画課の項第三号地域振興事務所長専決事項の欄イ中「のうち一般事業資金」
 を削る。

別表第二の二企画振興課及び改良普及課共通の項第五号を次のように改める。

- 五 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行に関する事（安全農業推進課、森林課、水産課、林業事務所及び水産事務所において所掌するものを除く。）。
- イ 第十九条第五項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の認定に関する事。
- ロ 第二十条の規定による計画の変更等に関する事。
- ハ 第二十一条第五項の規定による特定環境負荷低減事業活動計画の認定に関する事。
- ニ 第二十二条の規定による計画の変更等に関する事。

別表第三水産事務所の項第六号中「リ」を削り、「ワ」をリとし、同項中第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。
 十 特定水産動物等の国内流通の適正化等に関する法律の施行に関する事。
 イ 第三条第二項の規定による通知に関する事。
 ロ 第十二条第一項の規定による立入検査等に関する事。

十一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行に関する事（漁業に係る環境負荷低減事業活動実施計画等の認定に係るものに限る。）。
 イ 第十九条第五項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の認定に関する事。
 ロ 第二十条の規定による計画の変更等に関する事。
 ハ 第二十一条第五項の規定による特定環境負荷低減事業活動計画の認定に関する事。
 ニ 第二十二条の規定による計画の変更等に関する事。
 別表第三林業事務所の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
 三 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行に関する事（林業に係る環境負荷低減事業活動実施計画等の認定に係るものに限る。）。
 イ 第十九条第五項の規定による環境負荷低減事業活動実施計画の認定に関する事。
 ロ 第二十条の規定による計画の変更等に関する事。
 ハ 第二十一条第五項の規定による特定環境負荷低減事業活動計画の認定に関する事。
 ニ 第二十二条の規定による計画の変更等に関する事。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第一都市計画課の項及び別表第一の四都市計画課の項第二号の改正規定は同年五月二十六日から、別表第一漁業資源課の項及び別表第三水産事務所の項第六号の改正規定は同年十二月一日から施行する。

購読料

本号

一部

四八円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先